

平成30年度事業報告

(H 30.4. 1～H 31.3.31)

事業の推進に当たっては「暴力のない日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」に寄与するため、県警察及び県弁護士会並びに各地域・職域の暴力排除組織等関係機関と緊密に連携し、次の10事業を積極的に推進した。

1 広報啓発事業	<p>1 「第27回暴力追放岐阜県民大会」の開催 平成30年7月23日、不二羽島文化センター・スカイホールにおいて、会長古田県知事（代理）以下の各役員、暴力排除団体役員等県民約800名の参加を得て大会を開催した 第1部 ・暴力追放功労者、暴力追放功労団体の表彰 ・暴力追放大会宣言を採択 第2部 ・暴追お笑いLIVE なごやよしもと所属 『アッパー＆カット』 第3部 ・岐阜県警察音楽隊演奏会</p> <p>2 広報啓発宣伝活動</p> <p>(1) 広報資料等の作成、配布</p> <p>○機関紙 ・暴追ネットワークNo. 52 2,200部 (H30.7) ・暴追ネットワークNo. 53 1,800部 (H31.1)</p> <p>○「岐阜県暴力追放だより」No. 110号、No. 111号、 No. 112号、No. 113号を延べ4,200事業所等へ 発信</p> <p>○パンフレット ・暴力団撃退マニュアル改訂版 2,000部</p> <p>○カレンダー（暴力団対応要領10則） 6,500部</p> <p>○リーフレット（暴力追放のために） 3,000部</p> <p>○クリアファイル 2,000部</p> <p>(2) 図書の購入配布 ・教本冊子「企業・行政対象暴力の現状と対策」 1,600部 ・教本冊子「責任者講習教本」 1,600部</p> <p>(3) ビデオ、DVDの購入と活用（講習、貸出等） ・保有暴力追放DVD 33本 ・責任者講習26回、貸出21回に活用</p> <p>(4) 新シンボルマークを浸透させるため、ロゴマークの入った反射材 や、ポロシャツを通常の勤務時の他、県民大会等イベントの際にも 着用し、一般へのPR活動を行った。</p>
----------	---

	<p>3 表彰</p> <p>(1) 県民大会表彰 第27回暴力追放岐阜県民大会において、暴力追放活動に功労のあつた個人、団体に対して実施 • 知事・警察本部長の連名表彰 暴力追放功労 個人7名 団体2団体 • 暴追センター理事長感謝状 暴追センターへの寄附 個人4名 企業7社</p> <p>(2) 全国表彰 平成30年度全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放運動に功労のあつた個人1名に対し、警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長の連名による銅賞を受賞</p> <p>(3) 中部管区表彰 中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会において、暴力追放運動に功労のあつた個人1名・暴排協議会1団体に対し、中部管区警察局長・中部ブロック暴追協議会会长の連名表彰</p>																						
2 地域・職域支援事業	<p>1 各地域、職域暴排活動支援事業の推進</p> <p>(1) 既設の暴力排除組織10組織（「岐阜地区」、「柳ヶ瀬地区」、「各務原市」、「山県市」、「瑞穂・本巣・北方地区」、「養老・上石津地区防犯協会」、「東濃西部地区」、「下呂市」、「高山・白川地区」、「飛騨市」、）に対して、指導・助成金等を交付し、自主暴力排除活動を支援</p> <p>(2) 暴追センタービル管理規約に基づく集会の開催 暴追センタービル管理規約に基づく「第6回集会」を開催し、管理状況の報告について承認可決した。</p> <p>(3) 岐阜市高野町「弘道会野内組事務所」の隣接地有償借上げによる警察の監視活動支援</p> <p>2 各種団体、企業等の暴力排除活動に対する支援</p> <p>(1) 暴力追放マニュアル等の資料提供</p> <p>(2) 「不当要求防止責任者選任事業所」のプレート等を作成し各機関や事業所に配布</p> <p>(3) 暴力追放ビデオ・DVDの貸出 21回</p> <p>(4) 企業や団体等の暴追講演や職員研修の講師等 47回</p>																						
3 暴力相談事業	<p>1 常設暴力相談事業 平成30年中に918件の暴力相談を受理 その内容及び処理状況は別紙「平成30年中における暴力相談の状況」のとおり</p> <p>● 暴力相談受理件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>518</td><td>543</td><td>603</td><td>604</td><td>609</td><td>620</td><td>636</td><td>782</td><td>923</td><td>918</td></tr> </tbody> </table>	年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	件数	518	543	603	604	609	620	636	782	923	918
年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30													
件数	518	543	603	604	609	620	636	782	923	918													

	<p>2 情報交換事業</p> <p>金融、証券、建設業等のコンプライアンス部門と警察、弁護士会（民暴委員会）、暴追センターとの連携による情報交換勉強会「きぼう塾」を開催</p> <p>3 法律相談事業</p> <p>毎週水曜日の午後2時から、暴追センター第1ビルの暴追センター事務所において暴力追放相談委員（暴追センター委嘱の弁護士）による法律相談を、暴追センター相談員同席し実施（実施回数51回、延べ弁護士102名、延べ相談員51名、相談受理件数8件）</p>
4 少年対策事業	<p>1 少年に対する暴力団の影響排除活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ「少年を暴力団から守るために」を利用し、少年に対する暴力団の影響排除に関する広報 ・ 平成30年5月9日に警察本部生活安全部少年課と合同で、少年指導員及び関係団体等を集め研修会を開催
5 暴力団離脱者社会復帰支援事業	<p>1 暴力団離脱者社会復帰支援事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団離脱者への社会復帰に関して、広域協定参加33都府県との情報共有や連携を図ることを内容とした全国規模の協定への加入 ・ チラシ「暴力団離脱者の支援活動」を利用した社会復帰事業の広報の実施 <p>2 暴力団員の組織離脱相談受理を通じての離脱促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業相談受理 1件 <p>3 離脱者雇用企業に対する給付金の交付 無し</p>
6 公安委員会受託事業	<p>1 法定責任者講習の実施</p> <p>平成30年度は、行政及び金融、保険業、建設業、販売業等から選任届出がされた不当要求防止責任者に対して、県下各地で合計26回、1,507名に対して講習を実施</p> <p>2 行政機関に対する講習の実施</p> <p>行政対象暴力対応講習は、3回、149名に対して実施</p> <p>3 法定責任者講習に準じた講演の実施</p> <p>平成30年度県下各地で、市役所、銀行、JA、建設業、生コン業、警備業等の事業所及び団体に対し、センター独自の講演を47回実施</p>
7 不当要求情報管理機関援助事業	<p>1 情報支援活動</p> <p>不当要求情報管理機関である競馬保安協会（中京事務所笠松駐在）、日本証券業協会及び預金保険機構と常時被害防止について情報交換等を実施</p>
8 被害者保護救済事業	<p>1 訴訟費用貸付及び見舞金支給事業</p> <p>平成30年度は、訴訟費用の借入れ申し込み及び見舞金支給の該当事案はなかった</p>

	<p>2 被害者等保護支援事業 相談者の要望に応じて、対応弁護士の紹介事業及び訴訟対応事案は8件</p> <p>3 暴力団組事務所使用差止請求 当該事案に対する相談や申出はなかった</p>
9 研修事業	<p>1 少年指導委員に対する研修 平成30年5月9日、少年指導委員（「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」によって設置）に対し、少年に対する暴力団の影響排除活動に必要な知識、要領の習得研修を県警と合同で警察本部において実施</p> <p>2 行政対象暴力排除研修会の開催 平成30年11月16日、岐阜県警察本部において、地方公共団体の危機管理担当者と暴力追放推進委員を対象とした、「不当要求対策研修会」を開催</p>
10 暴力団調査研究事業	<p>1 実態把握のためのアンケート調査の実施 法定責任者講習実施時に受講者1,507人に対し、暴力団員等の不当要求の実態、暴力排除意識の広がり及び不当要求防止責任者としての対決意識等についてアンケート調査を実施 ～取りまとめ別紙「責任者講習時におけるアンケート調査の概要」のとおり～</p> <p>2 情報の収集、調査及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 反社会的勢力の情報提供のための「情報検索システム」（ジー・サーチ）の効果的運用により情報の提供を実施 ○ 新聞、雑誌等の刊行物、暴力相談やアンケート調査の分析から暴力団及び暴力団員等に関する情報の収集と調査及び管理、被害の未然防止のための各種照会に対する情報の提供を実施 <p>3 暴力団等「反社会的勢力」の活動実態の把握と対応研究 平成30年度中に1回実施された「反社セミナー」に参加し、全国的な暴力団等「反社会的勢力」の情勢と対応策研修の他、県内の各種業界や行政の責任者参加の「民事介入暴力対策連絡懇話会」等を通じた県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター等との意見交換研修等の実施</p> <p>4 情報公開の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当センターの「情報公開規程」に基づき、県民の理解と信頼を深めるための事業計画・事業実施結果等に関する情報は、ホームページ (http://gifu-b.sakura.ne.jp) や暴力追放ネットワークで公表 ・ 平成30年度に情報公開申請は無し